

池田町立図書館図書資料除籍基準

平成 22 年 5 月 14 日
池田町立図書館

図書館は、常に新鮮で適正な資料構成を維持し、充実を図るために資料の除籍および更新を行うため、次の基準により図書の除籍を行う。

〔除籍基準〕

1. 次に掲げる資料については、亡失除籍の対象とする。
 - ① 蔵書点検日より 2 年以上（3 回目点検）所在が不明のもの。
 - ② 利用者が亡失し、現品返却が不可能なもの。
 - ③ 災害や事故で滅失したもの。

2. 次に掲げる資料については、廃棄除籍の対象とする。
 - ① 切り取り等により、利用上必要な部分または頁が欠損していて補充が不可能なもの。
 - ② 紙質の劣化、書き込み、破損、汚損等により、内容の判読、確認が困難で修復補充が不可能なもの。
 - ③ 修復、補充、製本等の費用が買い替え費を上回るもの。

3. 次に掲げる資料については、不要除籍の対象とする。
 - ① 受け入れ後、相当年数経過していて、利用頻度が極めて低いもの。（1 冊ごとに検討、協議する。）
 - ② 増補・改定版又は新版を入手したために旧版となり、資料価値が著しく低くなったもの。
 - ③ 内容が古く、資料的評価がなくなったもの。
 - ④ 文字が旧字体で、活字が小さく読みにくいもの。

4. 除籍の対象としないもの
 - ① 記述内容が新旧にかかわらず、当該分野の基本的、または歴史的価値を有するもの。

- ② 類書がないもの、同種のものがないもの。
- ③ 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ資料的価値が高いもの。
- ④ その他、図書館長が特に保存が必要であると認めたもの。